固定資産税・都市計画税について

毎年6月頃に、土地・家屋所有者に固定資産税の納税通知書が届きます。 今回は土地・家屋の固定資産税・都市計画税について簡単にご説明いたします。

●固定資産税とは

毎年1月1日現在時点の土地、家屋、償却資産(事業者が所有している事業用 設備等)に対して課税される税金

●都市計画税とは

都市整備などの費用に充てるための目的税。市街化区域内(既成市街地・市街地化を図るべき地域)に所在する土地・家屋所有者に対して課税される税金

●納税義務者

毎年1月1日現在の固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋所有者

●税額

固定資産税 課税標準額×1.4% (原則) 都市計画税 課税標準額×0.3% (原則)

●課税標準額

固定資産税課税台帳に登録されている固定資産評価額

●固定資産税評価額

固定資産評価基準に基づき評価された基準年度の価格で、各市区町村が決定 土地の場合は一般的に時価の 70%を目途に決められている

●評価替え

土地・家屋の価格は3年に1度見直される 令和3年度は評価替えの年度(基準年度)

●住宅用地の特例

住宅用地の課税標準額には特例あり

200 m²以下の部分 評価額×1/6 に課税標準額が減額

200 ㎡超の部分 評価額×1/3 に課税標準額が減額 (上限あり)

固定資産税・都市計画税の価格や課税標準額は市町村から送られてくる課税 明細書などに記載されています。